

投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 建築基準法における圧縮ガスの定義について 1
2 - 通訳案内士法(1949年法第210号)第36条等の廃止による抜本的な規制緩和 2
3 - 通訳案内士を必要とするツアーのガイドライン化 2
4 - 通訳案内士資格制度の見直し 3

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
1	27年 11月2日	28年 1月5日	建築基準法にお ける圧縮ガスの定義に ついて	<p>①規制の現状 建築基準法関連法規上に圧縮ガスの定義が無いため、高圧ガス保安法適用外の圧縮ガスの解釈の統一ができな い。</p> <p>②要望理由 建築基準法関連法規上に圧縮ガスの定義を設け、解釈の統一を図りたい。</p> <p>③要望が実現した場合 圧縮ガスの定義を統一し、建築確認申請等の行政手続きを円滑に進めることができる。</p>	(一社) 電子情報技術産業協 会	国 土 交 通 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
2	27年 11月26日	27年 12月22日	通訳案内士法(1949年法第210号)第36条等の廃止による抜本的な規制緩和	<p>注:本提案の内容は提案者の個人的見解であり、また、提案者が所属する法律事務所の他の弁護士の意見ではない。</p> <p>通訳案内士法について、業務独占資格制度(同法第36条)を廃止し、名称独占資格制度(同法第37条)のみを存続させる規制緩和を早急に実施されたい。</p> <p>通訳案内士法上、対価を得て行う通訳案内は通訳案内士に独占されているため(業務独占資格制度)、通訳案内については、「有償のプロフェッショナル」と「無償のボランティア」という両極端の選択肢のみが許容されており、その中間である「少ない報酬や謝礼を受け取りながら、時々、通訳案内を行う普通の市民」の活動は禁止されている。</p> <p>もっとも、近時、我が国でもシェアリングエコノミーという考え方が浸透しつつあり、個人が有する知識や経験を訪日外国人旅行者に提供したいという国民のニーズは高まっている。かかる個人が通訳案内を行うようになれば、通訳案内を行う者の確保がより容易になり、地域における観光やビジネスの魅力を高める取組みに資する効果も期待できる。しかし、かかる個人の中にはプロフェッショナルとして通訳案内を行うことを意図しない者も多く、そのような者全てに通訳案内士資格の取得や特例ガイドの研修を受けることを求めることは現実的ではない。また、訪日外国人旅行者のニーズも多様化しており、資格や研修で得られる画一的な知識・経験ではなく、個人が有している生のユニークな知識・経験を体験したいという旅行者も増えているが、従前の画一的な資格・研修といった制度は、かかるニーズに応えるような内容の通訳案内を想定していなかったと思われる。</p> <p>このように、通訳案内を提供する側及び受け取る側のニーズの多様化により、従来の制度の枠組みでは十分に対応できないニーズが生じている。そもそも、現行の業務独占資格制度は1949年に開始されたものであるが、現時点でそれを維持するだけの立法事実があるのかは、批判的に検討されるべきであろう。</p> <p>他方、国家資格を保有する通訳案内士による通訳案内に対するニーズも存在することから、通訳案内士業は「名称独占資格」として維持することが望ましいと考える。</p> <p>したがって、上記のとおり規制緩和を実施することで、通訳案内を提供する側・受け取る側のニーズに応え、より広い選択肢を与えることが、訪日外国人旅行者の利便性や快適さを向上させるためには必要であると考えます。</p>	個人	国土交通省
3	27年 11月30日	27年 12月22日	通訳案内士を必要とするツアーのガイドライン化	<p>【提案内容】 通訳案内士を必要とするツアーのガイドライン化</p> <p>【提案理由】 現在、訪日外国人旅行者向けのツアーにおける通訳案内業務については通訳案内士に行わせることになっているが、どのようなツアーが対象になるか明確化すべき。例えば、観光施設の担当者が日本語で説明する場合の通訳についても通訳案内士が必要になるかなどが不明確。</p>	(公社)関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
4	27年 11月30日	27年 12月22日	通訳案内士資格制 度の見直し	<p>【提案内容】 通訳案内士資格制度や試験内容等の見直し</p> <p>【提案理由】 訪日外国人旅行者の増加にともない、通訳案内士の数が不足。通訳案内士法では、報酬を受けて、通訳案内を行う者は通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならないことになっている。また、その試験の難易度が高いため、有資格者がなかなか増加しないという問題が発生している。現資格制度や通訳案内士の試験内容等の見直しを行うべき。</p>	(公社) 関西経済連合会	国土交通省